

答申第 4 号

諮問第 4 号

件名：吉川三津子議員の政治倫理審査会に関する文書の個人情報不訂正決定に関する件

答 申 書

1 審査会の結論

審査請求人が行った、審査請求人に係る保有個人情報の訂正請求に対して、愛西市議会（以下「実施機関」という。）が行った、訂正しない旨の決定は妥当である。

2 審査請求の内容

- （１）本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 4 年 9 月 20 日付けで廃止前の愛西市個人情報保護条例（平成 21 年条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づき行った訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、実施機関が令和 4 年 10 月 19 日付けで条例第 30 条第 2 項に基づき行った個人情報不訂正決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

（２）審査請求の理由の要旨

本件訂正請求において請求した文書は、情報公開請求制度により誰もが閲覧できるものであり、個人の権利利益が損なわれる可能性がある。また、原処分の決定通知書によると、条例第 29 条の「当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないとき、その他訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」及び条例第 27 条の「他法令等に手続きの規定があるとき」に該当するとして、不訂正とされたものであるが、いずれにも該当するものではない。したがって、訂正を求める。

そもそも愛西市議会政治倫理審査会が審査の請求（愛西市議会議員政治倫理条例（平成 24 年愛西市条例第 21 号。以下「政倫審条例」という。）第 7 条の審査の請求をいう。以下同じ。）を行った議員らの間違った資料（事実）を使つての政争であり、事実誤認のこれらの文書が公開されることは憲法 13 条「個人の尊重」・「プライバシー権」を脅かすものであるため、事実無根の部分の削除を求める。また、愛西市議会政治倫理審査会委員の任期終了を理由にしているが、議会の一機関として設置されたものは議会として責任を負うのが当然と考え、削除を求める。

3 実施機関の弁明の要旨

（１）弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

- ア 「令和4年1月13日提出「審査請求書」別紙」(以下「本件公文書1」という。)は、政倫審条例第7条第2項の規定により審査請求代表者が作成し、議長に対し提出した文書である。実施機関は、提出された当該文書を受付処理したものであり、その記載内容を訂正する権限はない。
- イ 「令和4年2月3日「愛西市議会政治倫理審査会」第3回の資料」(以下「本件公文書2」という。)は、令和4年1月21日に設置された愛西市議会政治倫理審査会(以下「令和4年政治倫理審査会」という。)の第2回審査会において作成が決定され、当該審査会後に委員により作成された文書である。委員の任期は、審査会が設置された日から審査報告書を議長に提出した日までと政倫審条例第8条第4項において規定されており、令和4年2月25日付けで審査報告書を提出したことから、すでに任期を終えている。したがって、実施機関は当該文書に対し訂正をする権限はない。
- ウ 「令和4年2月10日「愛西市議会政治倫理審査会議事録」第4回」(以下「本件公文書3」という。)は、令和4年政治倫理審査会の第4回会議の会議録であり、会議で委員が実際に発言した事実を記載したに過ぎず、個人の権利利益が損なわれる主張によって訂正を求めた請求は不当である。また、上記のとおり委員はすでに任期を終えており、請求日現在において実施機関において修正できるものではない。
- エ 条例第27条の規定で開示決定に基づき開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について、訂正の請求をすることができるとされているが、「令和4年2月25日「審査結果報告書」」(以下「本件公文書4」という。)は、令和4年6月27日付け4愛西議第145号個人情報一部公開示決定処分(以下「本件開示決定」という。)で開示した個人情報に含まれておらず、訂正を請求できるものではない。
- オ 以上の点から、本件審査請求に対し実施機関に訂正を行う権限がある保有個人情報はなく、不訂正決定とした原処分すべてに違法・不当な点はない。

(3) 結論

以上のとおり原処分には、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 原処分に至る状況

- ア 審査請求人は、令和4年6月13日付けで「吉川三津子議員の倫理審査会に関する文書一切(例 申請文書一式、審査会委員・議長・吉川議員に配布された文書、審査に使われた文書、議事録、審査会外で使った資料及び会議記録または当事者・市民・市民団体から寄せられた文書等の一切)」について個人情報開示請求を行った。
- イ これに対し、実施機関は本件開示決定を行った。

ウ 本件開示決定を受けて審査請求人は、令和４年９月20日付けで本件訂正請求を行った。

エ これに対し、実施機関は令和４年10月19日付けで原処分を行った。

オ 審査請求人は、原処分は取り消されるべきだとして令和５年１月10日付けで審査請求を行った。

(2) 条例の定め

ア 条例第 27 条では、何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと考えるときは、保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができると規定されている。

イ 条例第 28 条第 2 項では、訂正請求をする者は、当該訂正請求の内容が事実であることを証する書類その他の資料を提示し、又は提出しなければならないと規定されている。

(3) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものである。

当審査会は、訂正請求において保有個人情報の内容が事実でないと主張のみをもって認めるものではなく、審査請求人から提示された書類その他の資料によって訂正請求の内容が事実と合致することが証明されるかどうかによって判断するものである。

(4) 具体的な判断

ア 本件公文書 1 の一部記載内容の不訂正について

本件公文書 1 は、政倫審条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 13 日付けで審査請求代表者から実施機関に提出された審査の請求である。

審査の請求は、議員 6 人以上の連署をもって、他の議員が同条例第 4 条で規定する政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときに、これを証する資料を添付して議長に対し請求することができるとされている。

このことからしても本件公文書 1 は、審査の請求を行った当該議員らが作成したものであることが認められ、実施機関が作成した文書でない以上、その記載内容を訂正すべき立場にはないことは明らかであると言える。

イ 本件公文書 2 の一部記載内容の不訂正について

本件公文書 2 は、令和 4 年 1 月 21 日に設置された愛西市議会政治倫理審査会の第 2 回審査会（同月 28 日開催）において、作成が決定され、当該審査会後に委員により作成された文書である。

当該文書は、審査請求対象者に対して弁明を求める事項として作成された文書であり、ここに記載されている事項は確定した事実として記載されているものではない。

く、今後これらの事実の有無について弁明を求め、審査する事項として記載されているものである。

したがって、あくまでも弁明を求める事項として記載されているに過ぎず、記載事実が事実であるかないかにより、訂正の必要があるかどうかを判断すべきものではない。

また、政倫審条例第8条第4項の規定により、委員の任期は審査会が設置された日から審査報告書を議長に提出した日までとされており、令和4年政治倫理審査会は、議長に対し令和4年2月25日付けで審査報告書を提出していることから、すでに委員は任期を終えているものと認められる。

このことからしても実施機関は当該文書に対し訂正を行う権限を有しておらず、その記載内容を訂正すべき立場にはないことは明らかであると言える。

ウ 本件公文書3の一部記載内容の不訂正について

本件公文書3は、令和4年政治倫理審査会の第4回会議における委員の実際の発言内容を記録したものである。当該文書に記載された内容は、会議での委員の発言内容であり、実際に発言した内容をそのまま記載したものである。

本件公文書は、議事録という文書の目的又は性質からして、当該会議での発言内容を正確に記録するものであり、そこでの発言内容が事実と異なるものだとしても、そのような発言があったのであれば、訂正の対象になるものではない。

エ 本件公文書4の一部記載内容の不訂正について

条例第27条では、開示決定を受けていない保有個人情報については、訂正請求をすることができないとされているところ、本件公文書4については、本件開示決定を見るに、審査請求人に対し開示されていない情報であることが認められる。

(5) まとめ

以上のとおり、本件訂正請求における請求内容には理由がないのであるから、原処分に違法又は不当な点はない。

5 付言

(1) 開示請求者、訂正請求者及び審査請求人の取扱いについて

訂正請求を行おうとする者は、前述のとおり事前に開示決定を受ける必要がある。また、審査請求を行うにあたっては、原則その対象となる処分を受けた者に限られる。

つまり、開示請求者、訂正請求者及び審査請求人は同一人物（人格）である必要がある。

本件開示請求における開示請求者の記載は、「[REDACTED]」となっており、本件訂正請求における訂正請求者及び本件審査請求における審査請求人（「[REDACTED]」）と異なるもの

であって、同一人物（人格）でない（なお、それぞれの請求に対する決定処分の記事は、それぞれの請求書の記載と同じものとなっている。）。

しかしながら、原処分を行うにあたって実施機関は、当該 NPO 法人に関する情報については、当該 NPO 法人の代表者である審査請求人に係る個人情報であるという考えを前提に行なったとのことであり、また、そもそも開示請求は、法人が行うことができるものではないことから、本件における開示請求者、訂正請求者及び審査請求人はいずれも「XXXXXXXXXX」として取扱うものとする。

（２）個人情報と法人情報について

そもそも条例第２条に規定する「個人情報」とは、自然人たる特定の「個人」を識別することができるものであり、法人等の団体は自然人ではないことから、法人等に関する情報は、ここでいう「個人」には本来該当しない。

実施機関は、本件開示決定において、公文書に記載されているとする開示請求者の保有「個人情報」を、当該 NPO 法人の代表者である審査請求人の氏名及び当該 NPO 法人の名称と特定しているが、上記によれば、このうち当該 NPO 法人の名称は、法人等に関する情報と言えることから、本来「個人情報」に当たらないと考えられる。

つまり、当該 NPO 法人の名称のみをもって本件開示請求に対する公文書と特定したものについては、本来個人情報ではなく開示すべきものではないと言える。

今後は、開示決定等に当たっては、その対象となる保有「個人情報」の特定について十分精査した上で、適切に対応することが望まれる。

（審査会の処理経過）

年 月 日	内 容
R 5 . 9 . 15	諮問（弁明書の写しを添付）
R 6 . 7 . 29 （令和 6 年度 第 1 回審査会）	一回審議
R 7 . 7 . 17	答申